

## 2013 JFTA 競技規則書

### 1 競技の種目

1. 4×4 (四輪駆動車)車両による、減点方式を採用した競技。

### 2 主催者

1. 本競技会を開催する者を主催者もしくはオーガナイザーと称する

### 3 オフィシャル

1. 本競技会はオフィシャル(審判員の総称)の判定で競技を進行する。

### 4 コース

1. コースはセクションを設けた競技会場の呼称。

その付帯設備として競技車両駐車場、競技車両修理場、通路等が設けられている。

2. 競技車両は競技中許可なくコース外に出ることは出来ない。

### 5 セクション

1. イン(入口)とゴール(出口)が設定され、進行方向に向かって右側に赤色のマーカー。左側に青色のマーカーを設け、区分された場所をセクションと称する。

2. イン(入口)の左右のマーカーを直線で結んだラインをスタートラインとし、ゴール(出口)の左右のマーカーを直線で結んだラインをゴールラインと定める。

3. セクションを区分するものがテープであればテープがマーカーとなる。

パイロン・ポール等であればその本体をマーカーとし、その場合パイロン・ポール等を直線で結んだライン内をセクションとする。

4. マーカー間に間隔を有する部分については、それぞれのマーカー間を直線で結んだライン及びマーカーから垂直に上下に延ばしたライン内をセクションと

定義する。(マーカーが斜めの場合はそれを上下に延ばしたラインとする。)

5. セクション内にマーカーを設定しない区間がある場合は、主催者の指示に従うこと。

## 6 マーカー

1. コース内にセクションを定めるためのもの。赤色と青色に色分けされたテープ・パイロン等が使用される。

またテープ等を固定するポール等の本体もマーカーとする。

2. 岩・立ち木等の自然物をマーカーに利用した場合は、マーカーを指示する色分けされた部分以外はマーカーとみなさない。

なお、主催者から特別な指示が有る場合はその指示に従うこと。

3. 本規則書で定めた赤色・青色以外のマーカーが設定されている場合は、主催者の指示に従うこと。

## 7 競技開始(スタート)及び競技終了

1. 競技開始時刻はあらかじめ主催者から発表され、主催者の合図により競技が開始(スタート)される。

2. 競技終了時刻はあらかじめ主催者から発表され、主催者の合図により競技が終了し、全セクションを閉鎖する。

なお、競技終了時点でセクション内を走行する競技者には、そのまま競技の続行をみとめる。

## 8 スコアカードの提出(競技完了)

1. 本競技は競技者に配られるスコアカード(成績記録用紙)の提出をもって競技が完了する。

よって、競技者は規定時間内に主催者が指定する場所にスコアカードを提出しなければならない。

2. 提出時間を過ぎた者はタイムオーバー(TO)とし、成績は反映されない。

なお提出時間が特別に定められていない場合は、競技終了より5分間とする。

## 9 セクションインとセクションゴール

1. 車両は前進でセクションインし、前進でセクションゴールしなければならない。
2. 車両の前端がスタートラインを通過した時点をもってセクションインとする。
3. 車両がゴールラインを通常の走行状態にて通過し、なおかつ車体の全てがゴールライン外に出た時点をもってセクションゴールとする。

## 10 セクション内におけるタイムキーピング(各セクションでの競技時間)

1. 全てのセクションに規定の競技時間を設定し、それをタイムキーピングと称する。

主催者より特別に指示がない場合、タイムキーピングは3分間と定め、セクションインの後タイムキーピングに定められた時間に達した時点でタイムアウトとし、

セクションでの競技は終了し最大減点(減点10点)とする。

## 11 S S (スペシャル・ステージ)

1. タイム測定セクション(S S =スペシャル・ステージ)を一つ以上設け、あらかじめ主催者より発表する。

## 12 減点

1. 本競技は減点法による採点で順位を決定するものとする。

各セクション、減点10点を最大減点とし、最大減点に達した時点でそのセクションでの競技は終了となる。

なお減点の詳細は以下に定める。

- ホイールベース未満のバック ..... 1回毎に減点1

自車両のホイールベース未満の距離をバックした場合。

- ホイールベース以上のバック ..... 1回毎の減点3

自車両のホイールベース以上の距離をバックした場合。

- 5カウント以上の停止 ..... 1回毎に減点5

車両が5カウント以上停止した場合。1カウントは約2秒と定める。

●タイムアウト…………… 減点 10

車両がスタート後、定められたタイムキーピング内にセクションゴールしなかった場合。

●マーカーへの接触(マーカータッチ)…………… 減点 10

マーカーに、車体及びドライバーの身体・衣服の一部が触れた場合。

●セクションカット…………… 減点 10

マーカーの外へ車体が出た場合。

車体とマーカーの間に立体的間隔がある場合は、車体の一部がセクション外に出ても減点の対象とはならないが、マーカーへの接触がなくとも

車体の全てがセクション外に出た場合はセクションカットとなる。

●エスケープ…………… 減点 10

車両がスタートの後にセクション外(スタートライン外)へ出る行為。

競技者は全てのセクションを走行する義務は無く、理由を問わずセクションの走行を拒否することが出来るが、スコアカードに記録が残らない状態で

競技を完了(スコアカードの提出)した場合、リタイヤとして扱われる。その際、エスケープをおこなえば、減点 10 点の成績が記録される。

なおエスケープはあらかじめ主催者より特別な指示がないかぎり、通常の走行と同じ手順を取る事が必要。また、オフィシャルからスタートの指示無く

エスケープをおこなうことは認めない。

なお、必ず車両を自走しておこない、セクションインに際し、パッセンジャー、第三者が車両の移動に協力したエスケープは認めない。

競技者本人が自車両を押してのエスケープも認めない。

なお、ドライバーが意識せずにおこなったエスケープも減点 10 点とする。

●ミスコース ..... 減点 10

各セクションで指定された走行方向、走行順序に反する走行をおこなった場合はミスコースとする。

同一セクション内に複数のクラスの走行ライン分けがある場合、他クラスの走行ラインに車体の全部が入った時点でミスコースとする。

走行方向、走行順序、走行クラス分けを特別に指定する場合は、主催者よりあらかじめ指示がある。

●その他 1 ..... 減点 10

① ドライバーの身体、衣服の一部が路面及びセクションの構造物に触れた場合。

② ドライバーがセクション内において、明らかに第三者による誘導(無線誘導を含む)、助言にて走行していると判断した場合。

但しパッセンジャーは第三者に含まない。

※本行為が度重なる場合は、失格を宣告する場合もある。

③ ドライバーの安全装備(ヘルメット・シートベルト・グローブ・皮膚の露出等)が不備なままセクションインした場合。及びセクション内で不備が発生した場合。

なお、本項目はパッセンジャーにも適用される。

※本行為が度重なる場合は、安全装備の不良とみなし、競技中止及び失格を宣告する場合もある。

④ 車両が 5 カウントの停止を宣告され、なお動けない場合スタックしたとみなし減点 10 点を宣言することもある。

⑤ 通常の走行状態にてゴールしなかった場合。

車両が転倒しながら等、車両がドライバーによりコントロールされていないとみなされる状態でゴールした場合。

⑥ 各セクションに定められたスタート指定位置よりセクションインしなかった場合。

⑦ 各セクションに定められたゴール後の停車位置で停止しなかった場合。

⑧ 各セクション内において競技車両から、落下物があった場合。

ただし、オフィシャルが現認したものに限る。

●その他 2 ..... 競技中止・リタイヤ・失格

① 危険行為。

競技者は車両が発生元となり、周辺へおよぼすあらゆる危害を十分に考慮し、競技開始前に十分な車両点検を実施し、すべての積載物を取り除き、

装備品は確実に固定されていることを確認する義務がある。

なお競技中オフィシャルが危険とみなした場合は、即刻競技中止を勧告する場合もあり、その後の競技続行に支障をきたすと判断した場合は、改善を求める。

改善が不可能と判断した場合はリタイヤを勧告する。

② 車両からの出火、燃料及びオイル漏れ、ならびにこれに準ずる危険な状態が認められた場合。

車両から漏れ出る液体の種別を判別するのが困難な場合。もしくは緊急を要する場合は、車両から漏れ出る全ての液体を危険がともなう液体と断定して、

即刻競技中止を勧告する場合がある。

なお、その後の競技続行に支障をきたすと判断した場合は、改善を求める。改善が不可能と判断した場合はリタイヤを勧告する。

③ 競技関係者及びギャラリー、他の競技者に危険や脅威を与えた場合。

競技者はセクションでの競技中というまでもなく、セクション走行以外であっても、車両の安全運行に最大限の注意をはらう義務がある。

なお競技車両の保管及び修理、給油等、運行以外の作業にも危険が共なわぬ様、細心の注意をはらわなければならない。

これをおろそかにした競技者に対しては、ペナルティー・失格を勧告する場合がある。

また、人身事故もしくは非常に危険とみなされる行為。度重なる勧告にも応じない場合等は更なるペナルティーもしくは失格とする。

●特殊な状態1 …………… 減点なし。もしくは競技中止

① 車両がセクション内で転倒した場合。

4×4トライアル競技における転倒の定義は難しく、特に危険が認められず、減点の対象が無い状況であれば、オフィシャルは減点ならびに競技中止を宣告しない場合がある。

その際は競技を続行することもできる。ただし、本項目は競技会のカテゴリーにより適応範囲を変更する。

すなわち、ノーマル車両等においては、車両に大きな破損を伴う転倒。回転を伴うような転倒は危険の無い状態とはいえず、競技専用車両との格差は明白であることが理由となる。

よって本項目は、各競技会の裁量に委ねる。その解釈に関しては、各競技会発行の特別規則書を参照するか、競技関係者にあらかじめ確認すること。

●特殊な状態2 …………… 停止(減点5点)

① 車輪に動きが確認される状態であっても、車両に動きがみられない場合は、車両は停止しているものとみなす。

例えば、車両が旋回状態及び横滑りをしている状態等では、車輪の動きが確認されても、車両は前進も後退もしていない状況が発生する。

そのような場合、車両は停止しているものとみなす。

② 車両の前後移動量が微量な場合は、バック減点を適応せず停止減点の対象とする場合もある。

例えば、俗に「モミ」と称される行為は、厳密には、わずかに車両が前後に移動している。

しかし本行為をバックによる減点の対象とすれば、ドライバーに不利な状況となる場合が多い。よって「停止」の対象とする。

なお、この様な特殊な状態の場合、その裁量はオフィシャルの判断とする。

### 13 車体の定義

1. 車体とは車両本体やそれを構成する部品はいうまでもなく、車両本体に固定されている物全てを指す。

すなわち車両の装備品、装飾品は勿論の事、ドライバーの意思で装着した物でなく、本来車両を構成する部品ではない木・枝・泥・土等の自然物も、

それが車両に固定されていれば、これらすべてを車体とみなす。

### 14 判定及びその他の表示

1. 本競技はオフィシャルの持つ赤旗(右手)、青旗(左手)の2本の旗により判定及びその他の表示をおこなう。

① 頭上にて右手で2本の旗を回す。

そのセクションにおいて競技が出来ることを示す。

② 旗を持つ手を下ろし静止している。

合図があれば任意にスタートできることを示す。

③ 右手で2本の旗を頭上に上げる。

車両がセクションイン及びゴールした事を示し、タイム測定の始まりと終わりも示す。

④ 右手で赤旗を頭上に上げる。

車両がホイールベース未満のバックをおこなったことを示し、同時に「バック1点」と宣告する。

1回につき1点の減点。

⑤ 左手で青旗を頭上に上げる。

車両がホイールベース以上のバックをおこなったことを示し、同じに「バック3点」と宣告する。



1 回につき 3 点の減点。

⑥ 両手で赤青 2 本の旗を頭上に上げる。

車両が 5 カウント以上の停止をおこなったことを示し、同時に「停止 5 点」と宣告する。

1 回につき 5 点の減点。

なお、オフィシャルは車両が停止した時点でドライバーに停止したことを告げ、カウントを始める。

⑦ 両手で赤青 2 本の旗を頭上で交差する。

1 つのセクションにおける最高減点である 10 点の減点を示す。

この宣告を受けたドライバーは、オフィシャルの指示に従って速やかにセクション外へ車両を出さなければならない。

## 15 順位の決定

1. 規定時間内にスコアカードを提出し競技を完了した競技者のうち、総減点数の少ない者を上位とする。

同一減点数の場合は、クリーン(減点ゼロ)数の多い者を上位とする。

同減点数・同クリーン数の場合はセクションをクリア(減点数に関係なくセクションゴールすること。ただし減点 10 はクリアに含まない)した数が多いものを上位とする。

同減点数・同クリーン数・同クリア数の場合は、タイム計測セクション(SS)の通過タイムの早い者を上位とする。

同減点数、同クリーン数、同クリア数、同タイム(タイム計測不可能も含む)の場合はスコアカードの提出が早い者を上位とする。

ただし、以下の場合は競技を完了したとはみなさず、順位に入らないものとするが、出場履歴は残るものとする。

なお、競技会を失格した者。参加取り消し者は出場履歴を認めない。

①リタイヤ

競技者が協議を途中で棄権することで、リタイヤしたドライバーは速やかに申告し、スコアカードの提出をしなければならない。

リタイアは「R」で表示する。

## ②タイムオーバー

競技者が全セクションの走行を完了しなかった場合。及び規定時間内にスコアカードを提出しなかった場合。「TO」で表示する。

## ③棄権

正規の手続き(参加申し込み及びエントリーフィの納入)を済まし、競技を棄権及び中止した者。

また、車検に不合格の者も棄権とみなす。その表記はリタイヤ「R」扱いとする。

## 16 失格・参加取り消し

下記行為を失格・参加取り消しの対象とし、参加履歴も残らない。なお、処分決定は競技会関係者の判断とする。

1. 競技参加に関する書類及び申請、申告に虚偽や不正修正が認められた場合。
2. 登録した競技者、パッセンジャーにより競技しなかった場合。
3. 故意にセクションを破壊した場合。他の競技者及び競技進行を故意に妨害した場合。
4. 競技関係者及びオフィシャルの指示に従わなかった場合。
5. コース内で人身事故を起こした場合。
6. 競技中及び競技に関する時間内に、薬物等によって精神状態をつくろったり飲酒をした場合。
7. スコアカードの不正修正及び不正記入が認められた場合。
8. 上記以外であっても、競技会関係者及びJ F T A関係者が失格・参加取り消しを決定した場合。

## 17 競技停止勧告

以下の場合、競技の続行が不可能とみなし、競技者に対し競技停止を勧告する場合がある。

なお、処分決定は競技会関係者の判断とする。なおこの場合はリタイヤ扱いとする。

1. ドライバーの身体状態が競技の続行に支障をきたすと判断した場合。
2. 車両の状態が競技続行に支障をきたすと判断した場合。
3. スコアカードの読み取り不能(無記名。著しい損傷等)。紛失等の場合。
4. 競技会関係者及びJ F T A関係者が競技停止を決定した場合。

## 18 ペナルティー

競技会開催に支障をきたす行為、著しく公平性を欠く行為、競技会関係者の注意・勧告に従わない行為等がみられた場合の軽微な処置として、ペナルティーを勧告する場合がある。

なお本書ではその詳細まで規定しないが、おおむね1セクションの最大減点を上限とする。

ペナルティーを科せられる行為が度重なる場合は、競技停止・失格等を勧告する場合もある。

## 19 参加資格

1. 参加者(競技者及びパッセンジャー)は日本4×4トライアル協会及び競技会の趣旨に賛同した者で、公安委員会の発行する普通自動車運転免許証を有する者でなくてはならない

(パッセンジャーに付いては普通自動車運転免許証は必要ない)。

2. 参加者が20歳未満の場合は親権者の承諾が必要である。この場合承諾書に親権者の署名、捺印したものを提出すること。

## 20 参加者の権利

1. 参加者は自分が不当に扱われていると判断した時、これに対して本規則書の範囲内で抗議を申し立てる権利を有する。

- ① 抗議の申し立ては文書によってのみ受け付ける。
  - ② 車検に関する抗議は、車検が終了するまでに申し立てること。
  - ③ 成績に関する抗議は、成績発表後の定められた抗議受付時間に申し立てること。
  - ④ 抗議を申し立てる場合、定められた抗議料を添えて競技委員長に提出しなければならない。抗議料はその抗議が認められた場合及び競技委員長の指示があった場合のみ返還される。
  - ⑤ 競技会における抗議の受理。抗議に対する最終決定は競技会役員が行う。
2. 各セクションのオフィシャルによる審判結果に関する抗議は一切受け付けないものとする。
  3. ビデオ・カメラの映像・画像による抗議は一切受け付けないものとする

## 21 参加者の義務

1. ドライバー及びパッセンジャーは常にスポーツマンとしての自覚を持ち、妨害行為をおこなってはならない。
2. 競技規則及び車両規則、その他規則を熟知していること。
3. ドライバーは競技に伴う全ての危険を回避できる高い技術を備え、オフィシャル・競技会関係者・競技会役員・J F T A関係者の指示に従うこと。

## 22 損害の賠償

1. 参加者は自動車及び付属品が破損した場合・負傷・死亡した場合はもとより、パッセンジャーの負傷・死亡・第三者に与えた全ての損害の責任を負わなければならない。

すなわち、競技会関係者は役務遂行に最善を尽くすのは無論であるが、競技会関係者に過失があっても、参加者は競技会関係者及び他の競技者に対し、非難したり責任を追求したり、

損害賠償を要求してはならない。

※ 競技会関係者とは、会場の土地所有者・主催者・競技会役員・オフィシャル・J F T

A関係者・その他競技会開催に関係する全ての者を指します。

## 23 特別規則書

1. 各競技会の事情に即した特別規則書の発行を認める。

よって各競技会発行の特別規則書と本規則書に相違がある場合は、各競技会が発行する特別規則書を優先する。

## 25 本規則書の使用条件

日本4×4トライアル協会（以下JFTAと称する）は、JFTAの活動主旨に賛同する者に対して、本規則書の使用を認める。

本規則書を使用する場合は、下記条件の遵守及び競技会の詳細をJFTAに届け出ること。

1. 本規則書を使用する競技会は、JFTAが提唱する4×4トライアル競技(減点方式)として相応しく、安全に配慮した競技会であること。
2. 本規則の複写を認めるが、その内容を無断で変更することは認めない。内容の変更が必要な場合は、特別規則書にて修正すること。

なお、特別規則書を発行する場合は、その内容も届け出ること。

3. 本規則書の使用に関連し、主催者に不利益、損害が発生しても、JFTAに対し非難したり責任を追求したり損害賠償を要求しないことを認知して使用すること。

4. 競技会と称さない小規模なイベント等での使用に関しては、JFTAへの届け出は必要無いものとする。